

廃棄物規制課

1. 改正廃棄物処理法の施行について

(1) 改正法の円滑な施行について

平成 29 年 6 月 16 日に廃棄物処理法改正法が公布され、本年 4 月 1 日から施行された（電子マニフェスト使用の義務付けに係る規定については、2020 年 4 月 1 日施行。）。改正法等の概要を以下に示すので、貴職においてはその施行にあたり、必要な改正の整備及び条例等の改正等について貴管内事業者への周知等遺漏なきよう期すとともに、改正法の趣旨を踏まえた効率的・合理的な運用に努められたい。改正法等の詳細な改正内容やこれらに係る施行通知については、環境省ホームページに掲載しているので参考にさせていただきたい。

<参考>

・平成 29 年改正廃棄物処理法について

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/laws/kaisei2017/index.html>

① 電子マニフェスト使用の義務付け

その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者（前々年度に年間 50 トン以上特別管理産業廃棄物（PCB 廃棄物を除く。）を排出した事業場を設置している事業者）に対し、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合に電子マニフェストの使用を義務付けることとした（法第 12 条の 5 第 1 項等関係）。今年度の特別管理産業廃棄物を年間 50 トン排出する事業者は電子マニフェストの使用の義務の対象となるため、各都道府県・政令市においては、その把握に努められたい。

また、廃棄物を引き渡した後の情報処理センターへの登録期限について、電子マニフェストの登録が任意のものから一部義務化されることに伴い、義務対象者の過重な負担とならないよう、3 日以内の登録期限について、土日祝日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を含めないこととした（平成 31 年 4 月 1 日施行）。ただし、不適正処理の防止の観点から、原則としては、電子マニフェストの予約登録機能等も活用し、速やかに登録することが望ましい（規則第 8 条の 31 の 3 等関係）。

② 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例

二以上の事業者がそれらの産業廃棄物の収集、運搬又は処分を一体として行おうとする場合に、当該二以上の事業者は、共同して、一体的な経営を行うものであること及び産業廃棄物の適正な処理を行うことができる事業者であることに関する環境省令で定める

基準に適合していることについて、当該産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行おうとする区域を管轄する都道府県知事又は政令市長の認定を受けることができるものとした。

(法第 12 条の 7 第 1 項等関係)

認定を受けた者のうちいずれか一の事業者の事業活動に伴って生ずる産業廃棄物の処理に係る規定等の適用については、当該認定を受けた者のうち他の事業者もまたその事業活動に伴い当該産業廃棄物を生じた事業者とみなす。また、当該産業廃棄物についての各種行政処分の規定の適用については、当該認定を受けたものを一の事業者とみなす。

(法第 12 条の 7 第 4 項、第 5 項関係)

③ 事業の廃止等に伴う措置

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業の事業を廃止した者又はこれらの許可を取り消された者であつて、当該事業に係る産業廃棄物の処理を終了していないものに対し、処理を委託した者に事業を廃止した旨を通知することを義務付けた。（法第 14 条の 4 第 4 項、第 14 条の 3 の 2 第 3 項、第 14 条の 5 第 4 項及び第 14 条の 6 関係）

廃棄物処理業を廃止した者等により、廃棄物処理基準に適合しない廃棄物の保管が行われていると認めるときは、市町村長、都道府県知事又は環境大臣は、廃棄物処理基準に従って廃棄物の保管をすることその他必要な措置を講ずべきことを命ずることができるものとした。なお、施行日以前に廃棄物処理業を廃止等した者であっても、現に廃棄物処理基準に適合しない廃棄物の保管を行っている場合は、本命令の対象となる。（法第 19 条の 10 関係）

④ 有害使用済機器の保管・処分に対する規制

有害物質を含む使用済電気電子機器がその他の金属スクラップと混合されたもの（いわゆる雑品スクラップ）が不適正に保管又は処分されることにより、生活環境保全上の影響が懸念されていることを踏まえ、使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがあるものとして政令で定めるもの（有害使用済機器）の保管又は処分を業として行おうとする者（有害使用済機器保管等業者）は、あらかじめ、その旨を当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事又は政令市長に届け出なければならないものとした（法第 17 条の 2 第 1 項関係）。

届出については、本年 4 月 1 日に現に有害使用済機器の保管又は処分を業として行っている者は、本年 10 月 1 日までの間届出をしないで、有害使用済機器の保管又は処分を行うことができる経過措置を設けた（改正法附則第 3 条関係）。

また、有害使用済機器保管等業者は、政令で定める有害使用済機器の保管及び処分に関する基準に従い、有害使用済機器の保管又は処分を行わなければならないものとした（法第 17 条の 2 第 2 項関係）。

有害使用済機器は、有価で資源として取引されている等により廃棄物には該当しないが、本来の用途での使用が終了しており、これを保管又は処分する者にとって、本来の用途での使用ができるように適切に管理するインセンティブが働かないため、ぞんざいな取扱いを受けることにより生活環境上の支障を生じるおそれが高く、こうした性質が廃棄物と共通するものである。実際、有害使用済機器の中には、いわゆるスクラップヤードにおいて破砕等され、雑品スクラップの状態となって海外に輸出されているものがあるが、国内のスクラップヤードにおいて、これらの機器等に起因すると考えられる火災が発生していることや、当該機器等がぞんざいに取り扱われることにより、その内部に含まれる有害物質が周辺に飛散・流出等し、周辺環境へ悪影響を及ぼすことが懸念されている。

また、有害使用済機器としては、雑品スクラップの流通や電気電子機器に含まれる有害物質の実態等を踏まえつつ、テレビや冷蔵庫、エアコンを始めとするリサイクル法の対象機器（家電四品目及び小型家電二八品目）を対象として指定した。これらは適正なリサイクルルートを外れて市町村の区域を超えて広域に移動しているものであり、有害使用済機器の保管等を業として行う者の規制を行うためには各都道府県・政令市の役割が重要である。したがって、産業廃棄物と同様に、有害使用済機器に係る規制についても、都道府県及び政令で定める市においてその指導監督を行っていただくこととした。

本制度の運用にあたっては、ガイドライン等をご活用いただき、雑品の規制に伴う雑品の不法投棄等の不適正処理対策に努めていただきたい。

⑤ 罰則

産業廃棄物管理票の虚偽記載等に係る罰則を引き上げた。（法第 27 条の 2 関係）

2. 排出事業者責任について

排出事業者責任については、廃棄物処理法第3条第1項において、事業者がその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないと規定されており、また、同法第11条第1項において、事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならないと規定されている（排出事業者責任）。その重要性については、かねてから通知等により周知を図ってきたところである。

平成29年2月の中央環境審議会「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」においても、「排出事業者が、自らの責任で主体的に行うべき適正な処理事業者の選定や処理料金の確認・支払い等の根幹的業務を、規制権限の及ばない第三者に委ねることにより、排出事業者としての意識が希薄化し、適正処理の確保に支障を来すことのないよう、都道府県・市町村、排出事業者等に対して、排出事業者の責任の徹底について改めて周知を図るべき」と指摘を受けたことを踏まえ、排出事業者責任とその重要性及び規制権限の及ばない第三者のあっせん等による不適正処理のおそれについて、「廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について（通知）」（環廃対発第1703212号環廃産発第1703211号平成29年3月21日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長産業廃棄物課長通知）を発出した。

また、排出事業者が果たすべき責務（適正な処理料金による委託や現地確認による処理状況の確認など）をチェックリストにまとめた「排出事業者責任に基づく措置に係る指導について（通知）」（環廃産発第1706201号平成29年6月20日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）を発出した。

排出事業者は、委託する処理業者を自らの責任で決定し、処理委託内容の根幹的内容を排出事業者と処理業者の間で決定するものであり、これらの内容の決定を規制権限の及ばない第三者に委ねることにより、排出事業者責任の重要性に対する認識や排出事業者と処理業者との直接の関係性が希薄になり、不適正処理につながるおそれがある。

このように、排出事業者の責任は極めて重いものであり、排出事業者においては、これらの点を十分認識した上で、自らの事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが強く求められる。

また、排出事業者の委託基準や管理票の義務等に係る違反によって、不適正処理が行われた場合において、生活環境保全上の支障が認められるときは、積極的に措置命令を発出するなど、不適正処理を行った者のみならず、排出事業者の責任を追及することも重要である。今般改訂した「行政処分の指針について」（環循規発第18033028号平成30年3月30日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）を踏まえ、事案に応じて、排出事業者の責任の追及をお願いしたい。

さらに、今般、環境省のウェブサイト上にも排出事業者責任の徹底を図る特設サイトを開設したところ、各都道府県・政令市においても、排出事業者が処理責任を適切に果たすよう指導及び周知徹底等をお願いしたい。

なお、法令や条例といった、事業者の行為や事務取扱いの標準となるもの（規則）が廃棄物処理法の規定に相反する内容を定めている場合であっても、当該規則が廃棄物処理法に優先する法的関係にない限りは、廃棄物処理法の規定が適用されることとなるので御留意いただきたい（例えば、規則で委託契約書の省略を定めている場合であっても、産業廃棄物処理の委託に当たっては廃棄物処理法に基づき書面による契約が必要となる。）。

<参考>

- ・排出事業者責任の徹底について

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/haisyutsu.html>

- ・行政処分の指針について

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/laws/kaisei2017/shishin18033028.pdf>

3. PCB廃棄物処理に向けた取組について

<参考>

・環境省PCB廃棄物関連ウェブサイト

<http://www.env.go.jp/recycle/poly/index.html>

(1) PCB特別措置法の改正について

一日でも早く安全かつ確実にポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物の処理を完了するため、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が平成28年8月1日に施行されたところ。改正法における主要な項目は以下のとおり。

<改正法の概要>

- ① PCB廃棄物処理基本計画の閣議決定
- ② 高濃度PCB廃棄物の処分の義務付け
- ③ 報告徴収・立入検査権限の強化
- ④ 高濃度PCB廃棄物の処分に係る代執行

これに伴い、北九州事業対象地域の変圧器・コンデンサーについては、昨年度末で処分期間が終了し、本年度には改善命令等の行政処分の実施を含め、対応を行う状況となっている。北九州事業対象地域以外の地域を含め、より一層関係者と連携し、保管事業者への早期処理に関する指導徹底をお願いする。

(2) PCB廃棄物処理基本計画の変更について

法改正に伴い、平成28年7月に基本計画の変更を閣議決定した。この基本計画の変更により、第5章において、政府が保管事業者としてそのPCB廃棄物の確実かつ適正な処理のために実行すべき措置に関する事項が定められた。これを受け、全省庁において高濃度PCB廃棄物処理実行計画が策定されるとともに、特に、本年度末に処分期間の末日を迎える北九州事業対象地域の変圧器・コンデンサーに関しては、平成29年9月に各省庁において最終的な確認を実施済みである旨取りまとめを行った。また、各省庁より所管業界団体等に対して、処分期間内の早期処理に関する周知徹底を文書で通知し、一昨年秋以降の通算で1,000を超える団体へ周知を実施している。

本基本計画においては、地方公共団体の役割として、地方公共団体自らも率先してその保管・所有する高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品の処分委託・廃棄を早期に進めることが求められること等が定められていることを踏まえ、各都道府県・政令市におかれても、積極的な取組をお願いする。また、各都道府県におかれては、貴管下の市町村に関しても、同様の取組を促進していただきたい。

(3) 高濃度PCB廃棄物の処分に係る行政代執行に対する支援について

改正法において、保管事業者の不存在又は資力不足等の場合について、高濃度PCB廃棄物の処理期限内の処理を確実なものとするため、行政代執行に係る規定が新たに設けられたところであるが、今後、この行政代執行の制度が各都道府県・政令市により円滑に活用されるよう、平成29年10月に、行政代執行の実施に当たって各都道府県・政令市側に求められる具体的な手続き等について環境省より通知を発出した。

また、平成30年3月には、PCB廃棄物処理基金を活用した行政代執行に係る財政的支援に関して、申請方法等について環境省より通知を発出したところである。

こうした通知等を踏まえ、各都道府県・政令市におかれては、改正法の規定に基づき、高濃度PCB廃棄物の処分に係る行政処分を遅滞なく行われたい。また、個別事案に関する具体の対応に関しては、環境省の各地方環境事務所との緊密な連携をお願いしたい。

さらに、今年度より、各都道府県・政令市における行政処分の実施について、専門家の派遣等による支援事業を実施しており、北九州事業地消地域の各県市に置かれては、積極的に御活用いただきたい。

(4) PCB廃棄物に係る留意事項について

① 高濃度PCB廃棄物について

高濃度PCB廃棄物の処理を計画的に進めていくためには、JESCOでの着実な処理の実施に加え、各都道府県・政令市の保管事業者への指導徹底が極めて重要になる。各都道府県・政令市においては、引き続き、広域協議会等での調整等に加え、早期処理連絡会等を通じて関係者と連携しながら保管事業者への早期処理に関する指導徹底をお願いする。

公共施設における業務用・施設用照明器具のPCBが使用された安定器については、平成12年12月13日付け「業務用・施設用蛍光灯等のPCB使用安定器の事故に関する対策について」（生衛発第1798号）において、原則として平成13年度末までにその交換を終える等の安全対策を講じるよう周知されてきたところであるが、近年になってもPCBが使用された安定器が破裂する事故が発生している。調査が抽出で行われた又は調査方法が不明確であることにより、安定器が過去の調査では捕捉されずに未だ使用されている可能性があることにも十分留意し、改めて必要な確認をお願いしたい。

② 低濃度PCB廃棄物について

廃棄物処理法に基づく無害化処理認定事業者数は平成30年6月8日現在で35事業者となっている。各都道府県・政令市においては、無害化処理の認定事業者について保管事業者への周知をお願いしたい。

また、基本計画において、今後は無害化処理認定制度に加え廃棄物処理法に基づく各都道府県・政令市による特別管理産業廃棄物処分業の許可制度も活用しながら処理体制

を確保するとしている。各都道府県・政令市においても、PCB廃棄物を処理する施設の設置についての申請があれば、所要の申請・審査といった必要な対応をお願いしたい。

(5) 未処理のPCB使用製品、PCB廃棄物の掘り起こし調査及び保管事業者等に対する指導について

各都道府県・政令市においては、変更した基本計画に基づき、国、JESCO、電気保安関係等の事業者等と協力し、管内における未処理のPCB使用製品及びPCB廃棄物を網羅的に把握するための調査（掘り起こし調査）を行った上で、未処理事業者の一覧表を作成し、当該一覧表に記載された事業者に対し、処理の時期を確認するとともに、計画的処理完了期限までに、かつ、一日も早くJESCOへの処理委託が行われるよう、必要な指導を行う必要がある。

このため、環境省はこれまでに実施されたPCB廃棄物等の掘り起こし調査の実施結果を踏まえ、掘り起こし調査マニュアルを取りまとめ、順次改訂を行い、平成29年10月には、「PCB廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル（第4版）」を送付したところ。

各都道府県・政令市におかれては、管内におけるPCB廃棄物等の状況を把握する際に本マニュアルを活用し、PCB廃棄物等の掘り起こし調査を実施の上、一日も早いPCB廃棄物の処理完了に向けて、適切な対応をお願いしたい。また今後、改正法に基づく報告徴収・立入検査権限も活用し、掘り起こし調査の早期実施・完了をお願いする。

なお、各都道府県・政令市における掘り起こし調査の実施状況について年2回調査を行い、公表することとしている。

環境省では、各都道府県・政令市の取組を支援するため、地方環境事務所の体制強化を行っているところ。また、請負業務により今年度は、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団により、以下の掘り起こし調査等の支援を行っており、積極的に活用されたい。

- ・ PCB全般に関する相談窓口の設置による支援
- ・ 各都道府県・政令市が実施する掘り起こし調査に対する支援
- ・ 各都道府県・政令市が実施する現地調査・立入検査に対する支援
- ・ 自治体担当者向け説明会の開催による支援
- ・ 事業者向け説明会に対する支援

なお、平成29年度より、「高濃度PCB使用製品等の調査経費」として地方交付税交付金の措置を新規で講じているところ、こうした点を踏まえ、各自治体において、PCB特措法に基づく事務の適正な執行に必要な体制の整備に向け、必要な措置を講じていただくようお願いする。

(6) その他の早期処理促進策

① PCB廃棄物処理基金について

PCB廃棄物処理基金については、中小企業者等が保管しているPCB廃棄物の処理に要する費用の一部に充てるため、独立行政法人環境再生保全機構に設置され、中小企業者の処分料金の70%軽減措置が行われている。平成26年4月に関係省令等の一部を改正し、これまでPCB廃棄物の処理費用軽減の対象となっていなかった「PCB廃棄物を保管する常時使用する従業員の数が100人以下の法人」及び「PCB廃棄物を保管する個人」を基金による支援対象として追加した。また、「破産している法人」及び「PCB廃棄物を保管する個人（ただし、個人事業主を除く。）」については、70%軽減措置を活用しても処理ができない者がいることから、処分料金の95%軽減措置を行うこととした。

基金の造成については、国及び都道府県の協調補助により合計560億円を造成することとし、平成13年度以降、国及び都道府県で継続的に造成してきている。

平成26年度以降については、中小企業者の保管するPCB廃棄物の処理の加速化を図りつつ、処理の状況やこれまでの基金の造成状況等も勘案し年間造成額の平準化を図ることとし、国において毎年度7億円ずつ造成したところである。

各都道府県におかれては同基金の造成に引き続き御協力をお願いするとともに、中小企業者等に対し、PCB廃棄物の処理費用軽減の周知を行っていただくようお願いする。

② 日本政策金融公庫における貸付制度

日本政策金融公庫において、平成29年度から高濃度PCB廃棄物及び低濃度PCB廃棄物を処分しようとする中小事業者に対する貸付制度が開始された。貸付の対象は処理委託まで保管に係る費用、処理施設までの運搬費用及び処分にかかる費用（JESCOの70%補助分は除く）等のPCB廃棄物処理に必要な長期運転資金である。

本貸付制度に関しては、平成30年度予算案にも同様の措置が盛り込まれ、来年度以降も継続する見込みであることから、各都道府県・政令市におかれては、当該制度が広く活用され早期処理が促進されるよう、積極的な周知をお願いする。

③ PCB使用照明器具のLED化によるCO₂削減推進事業

環境省では、平成30年度予算にも、PCB使用照明器具のLED照明への交換を支援することにより、PCB早期処理を促進するとともに、二酸化炭素の排出の抑制を図ることを目的とした補助事業を盛り込んでいる。本事業に関し、平成30年度予算においては、LED照明への交換費用に加えて、新たに当該照明器具のPCB含有の有無に関する調査費用の一部補助を盛り込んでおり、各都道府県・政令市におかれては、

当該補助事業が広く活用され安定器の掘り起こし及び早期処理が促進されるよう、積極的な周知をお願いします。

4. 改正バーゼル法等の施行について

(1) 廃棄物等の不適正な越境移動の防止について

越境移動を伴う有害廃棄物等が環境上適正に管理されることを目的とするため、1992年に「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」が発効された。本条約では、有害廃棄物の越境移動に際して、輸出国等から輸出先国に対する「事前の通告及び同意」手続や「移動書類」の携帯等を義務付けるものである。本条約の担保法である「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」、いわゆるバーゼル法は、条約の発効と同年の1992年に制定され、約25年が経過した。この間、リサイクル目的での廃電子基板や使用済み鉛蓄電池の取引量が急増し、我が国から輸出された貨物が不法貨物として返送される事例の増加や、輸入における手続きの長期化など、輸出入の双方において、現行法における様々な課題が顕在化した。

こうした課題を解決するために、昨年法改正が行われ、本年10月1日より改正バーゼル法が施行されることとなっている。

(2) バーゼル法の改正事項について

改正バーゼル法における主な改正事項は以下の2点である。

① 雑品スクラップの不適正輸出に関する規制対象物の明確化

家電製品などが混入したいわゆる雑品スクラップが、我が国からバーゼル法の手続きを経ずに中国などに輸出され、輸出先での環境汚染が懸念されていた。改正前のバーゼル法においては、雑品スクラップのような混合物に関する規制が不明確であり、現場での取締まりの実効性が低いという課題があった。

こうした課題を解決するため、改正バーゼル法においては、規制対象物を貨物の一部に含む混合物についても規制対象物であることを明確にするとともに、エアコン・テレビ・パソコンといった廃家電類を省令に明記し、これらが含まれる雑品スクラップについては、規制対象であることを明確にした。

これらの措置により、輸出入の現場において、雑品スクラップの輸出が行われる場合に、これら省令に明記した機器が含まれていることを見分けるだけで、規制対象の判断が可能となり、有害物を含んだ雑品スクラップの不適正な輸出が防止可能となるものと考えている。

② 輸入に関する認定制度の創設

改正前のバーゼル法においては、輸入手続きに長期間を有するという課題があったことから、手続きを円滑化するため、改正バーゼル法において、環境上適正なリサイクルを行う施設等を環境大臣及び経済産業大臣が認定する制度を新たに創設することとした。

具体的には、特定有害廃棄物等を適正に再生利用することができる「再生利用等事業者」とそれらの事業者における再生利用を目的とした輸入を行う「再生利用等目的輸入事業者」の2つの認定制度を新設した。これらの認定事業者が輸入を行う場合は、外為法の輸入承認を不要とする特例を受けることができる。

(3) バーゼル法の運用について

① 不適正輸出等の取締りに係る情報提供等のお願い

廃棄物等の不適正輸出等を未然に防止するために、環境省と地方自治体との連携した対応が不可欠であるところ、環境省（地方環境事務所）から個別の事案につき情報提供があった場合には、廃棄物処理法に基づく厳正な対処をお願いしたい。また、排出事業者、処理事業者に関する情報提供の依頼が環境省（地方環境事務所）からあった場合にも、可能な範囲で協力をお願いしたい。また、地方自治体において、廃棄物等の不適正輸出に関与していると思われる排出事業者、処理事業者等を覚知した場合には、環境省（地方環境事務所）へ情報提供いただき、可能な範囲で協力・連携をお願いしたい。特に前述した雑品スクラップの不適正輸出の防止においては、改正廃棄物処理法において新たに規定した「有害使用済機器」の届出等の情報が重要となってくることから密な情報共有・連携をお願いしたい。

なお、環境省においては、不適正な輸出入防止のより一層の体制強化を目指し、平成30年4月より、主に横浜港における対応を念頭に横浜事務所を新設したこともご承知おきいただきたい。

② 再生利用等事業者等の環境法令の遵守状況に関する情報提供について

改正バーゼル法において新設する「再生利用等事業者」等の認定審査においては、廃棄物処理法等の環境法令の遵守状況の確認が重要となってくる。認定申請者の環境法令の遵守状況について環境省（地方環境事務所）から情報提供の依頼があった場合には、可能な範囲での協力をお願いしたい。

③ バーゼル法等説明会に関する周知の御協力のお願い

環境省は、経済産業省と協力し、輸出入事業者等を対象とした「バーゼル法等説明会」をこれまで行ってきた。本年は10月1日に改正バーゼル法が施行されることをみすえて、夏に全国10か所程度での開催を予定している。開催日程及び場所等の詳細については、確定次第、環境省ホームページにおいて周知する予定である。

地方自治体においては、担当者の理解向上のため、このような機会を積極的に利用いただくとともに、廃棄物等の適正な輸出入の推進に向け、関係者への周知に引き続き協力をお願いしたい。

(4) シップリサイクル法の成立について

二千九年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約（以下「シップリサイクル条約」という。）を我が国において履行するため、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（以下「シップリサイクル法」という。）案が第196回国会に提出され、本年6月13日に成立したところである。シップリサイクル法においては、船舶の解体に伴う環境汚染や労働災害を防止する観点から、総トン数500トン以上の外航船の再資源化解体業者について、許可制（5年ごとの更新制）とすること、これらの外航船の再資源化解体目的の譲受等に対して、再資源化解体計画の作成及び主務大臣による承認の義務付けを行うこと等を措置するものである。

なお、本法律の施行日については、シップリサイクル条約の国内における発効日とされており、シップリサイクル条約が発効要件を充足後24か月で発効することとされていることに鑑みると、本年中に発効要件が充足すれば、2020年にも施行が見込まれている。また、これらに係る事務の実施に当たっては、環境省において実施する予定である。

5. その他産業廃棄物処理制度の動向について

(1) 有害物質等を含む廃棄物の適正管理について

① 水銀廃棄物の処理について

平成 25 年 10 月に「水銀に関する水俣条約」が採択され、平成 29 年 5 月に締約国数が発効要件である 50 か国に達したことから、平成 29 年 8 月 16 日に発効した。

水俣条約では、水銀廃棄物を環境上適正な方法で管理することが求められており、「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について（平成 27 年 2 月中央環境審議会答申）を踏まえ、平成 27 年 11 月に廃棄物処理法施行令の改正を行い、廃水銀等の特別管理廃棄物への指定等については平成 28 年 4 月 1 日より施行されている。加えて、廃水銀等の処分基準、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処理基準、廃水銀等の硫化施設の産業廃棄物処理施設への追加等については、平成 29 年 10 月 1 日に完全施行されたところであり、ガイドライン及びリーフレットを活用し改正政省令等に基づく適切な運用を行っていただきたい。

また、医療機関等に退蔵された水銀血圧計等の回収を促進するため、平成 27 年度に回収マニュアルの策定セミナーの開催等を行い、平成 28 年度からは、回収マニュアルを活用した回収事業の全国展開を促進してきた。平成 29 年度は、これまでの医療機関に加え、教育機関等を中心に更なる回収事業の促進に向け、平成 30 年 3 月に全国 3 か所で回収促進に係るセミナーを開催したところである。平成 30 年度も引き続き、教育機関等を中心としたモデル事業の実施に加えセミナーを開催する予定である。今後も引き続き水銀廃棄物対策について、御協力をお願いしたい。

<参考資料>

- ・水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について（答申）
<http://www.env.go.jp/press/files/jp/26070.pdf>
- ・廃棄物処理法施行令の一部を改正する政令の閣議決定（お知らせ）
<http://www.env.go.jp/press/101621.html>
- ・医療機関に退蔵されている水銀血圧計等回収マニュアル（平成 29 年 3 月改訂）
<http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/index.html>
- ・水銀廃棄物関係（ガイドライン、リーフレット等）
<http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/index.html>

② 残留性有機汚染物質（POPs）廃棄物の処理について

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に対する廃棄物分野における対応としては、これまで、平成 16 年に「POPs 廃農薬の処理に関する技術的留意事項」（平成 21 年改訂）、平成 22 年に「PFOS 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」（平成 23 年改訂）を策定し各都道府県・政令市の御協力を得ながら適正処理を進めてきているところ。近年、平成 25 年に開催されたストックホルム条約第 6 回締約国

会議(COP6)ではHBCD(ヘキサブロモシクロドデカン)、平成27年のCOP7ではHCBD(ヘキサクロボタジエン)、PCN(ポリ塩化ナフタレン)、PCP(ペンタクロロフェノール)とその塩及びエステル類が、平成29年の同条約COP8では、DeBDE(デカブロモジフェニルエーテル)、SCCP(短鎖塩素化パラフィン)が追加されるなど、規制対象物の範囲が大きく拡大してきている。

こうした国際的な動向も踏まえ、環境省ではそれらの適正な処理方策について有識者による検討を進めており、新たに一部のPOPs廃棄物(HCBD含有の廃油等)を特別管理産業廃棄物に指定するとともに、一定の上乗せ規制を盛り込んだ「POPs含有産業廃棄物(仮称)」の枠組みを検討しているところである。今後、「POPs廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」での議論を踏まえつつ、制度の詳細が決まり次第順次周知させていただく予定としているので、御承知おきいただきたい。

③ 感染性廃棄物の処理について

感染性廃棄物の処理については、その適正な処理を確保するため、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」を作成している。「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画(平成28年2月9日)」に基づいた、国際的に脅威となる感染症の感染が国内で確認された場合の対応方法の記載や感染症法の改正等に対応するため、同マニュアルを改訂し、各都道府県・政令市や関連団体に周知している。

各都道府県・政令市におかれては、引き続き関係者に周知いただくとともに、感染性廃棄物の適正処理の確保を徹底していただくようお願いしたい。

<参考資料>

- ・廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル(平成30年3月改訂)
<http://www.env.go.jp/recycle/misc/guideline.html>

④ 廃棄物処理における新型インフルエンザ対策について

廃棄物の処理は国民の生活を維持するために不可欠なサービスの一つであり、国内において新型インフルエンザが流行した場合にあっても、その事業を継続し、安全かつ安定的に廃棄物の適正処理を行うことが求められる。このような状況を踏まえ、平成21年3月に「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」を策定し、各都道府県・政令市へ通知した。

また、廃棄物処理事業者による事業継続計画の作成について十分な取組がなされていない状況に鑑み、平成23年8月には、事業継続計画の作成を改めて促すため、新型インフルエンザ発生時の廃棄物処理事業継続計画作成例を作成し、各都道府県・政令市へ送付した。

各都道府県・政令市におかれては、管轄下の廃棄物処理事業者に対し、引き続き事業継続計画の策定についての指導、策定状況の把握等に努めるようお願いしたい。

⑤石綿を含む廃棄物の処理について

廃石綿等及び石綿含有廃棄物を適正に処理するためには法令の趣旨を十分に理解し、遵守することが必要である。特に石綿含有廃棄物は、今後、建築物の解体等に伴い大量に排出されることが予想され、吹付け石綿についても除去対策の促進が想定されることから、これらの石綿含有廃棄物等を滞ることなく処理を進めることはもちろんのこと、処理の過程で石綿を飛散させない適切な対策と十分な管理を行うことが重要である。

各都道府県・政令市におかれては「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第2版）」に則し、石綿含有廃棄物等の適正な処理に向け指導の徹底を図るとともに、平成20年5月16日付け「産業廃棄物に関わる立ち入り検査及び指導の強化について」（環産産発第080516001号）に基づき実効性ある立入検査を実施されたい。

なお、廃棄物処理法に基づく石綿の無害化処理認定事業者数は平成30年5月末現在で2事業者となっており、各都道府県・政令市においては、これらの施設に関する情報についても排出事業者等に提供いただくなど、石綿を含む廃棄物が適正に処理されるよう指導をお願いしたい。

⑥ 廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第2版)について

環境省では、排出事業者が処理業者に対して産業廃棄物の処理を委託する際の廃棄物情報の適正な提供に資するため、平成18年に「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」を策定し、排出事業者等に対する廃棄物情報の適正な提供に関する指導をお願いしてきた。

近年、廃棄物情報の伝達についてのさらなる具体化及び明確化を図る必要が生じたことから、環境省では、有識者等による検討会を設置し、従前のガイドラインの位置付けを整理するとともに、廃棄物データシート（WDS）の記載内容の見直し等、ガイドライン第2版として改訂を行い、各都道府県・政令市に対し、平成25年6月6日付けで通知した（「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）について」（環産産発第1306063号））。

本通知に基づき、本ガイドラインについて、引き続き、事業者、処理業者等の関係者に広く周知するとともに、廃棄物情報の適正な提供について指導の徹底をお願いしたい。

また、平成29年2月の中央環境審議会意見具申において「特に、危険・有害物質に関する関連法令で規制されている物質を含む廃棄物については、廃棄物の処理過程における事故の未然防止及び環境上適正な処理の確保の観点から、WDSにおいて具体化されている項目を踏まえつつ、より具体的な情報提供を義務付けるべきである。この際、関連法令の既存制度において危険・有害物質の取扱いに関し一定の義務が課せられていることを念頭に、これらと連携する形で、廃棄物処理法において情報提供を義務付ける排

出事業者、対象となる危険・有害物質（必要に応じてその対象濃度等の詳細）、伝達すべき内容等を明確化して、実効性のある方策とすべきであり、そのための専門的な検討を進めていくべきである。」とされたところであり、水銀に係る改正政省令の施行に併せて、排出事業者が委託した水銀廃棄物について、適正処理に必要な情報提供がなされるよう、廃棄物データシート(WDS)の改訂を行った。

また、今後、廃棄物の処理過程における事故の防止と適正処理の確保に向けた情報伝達のあり方について検討を進めているところ。

<参考>

・廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/index.html>

（２）温暖化対策について

①廃棄物熱回収施設設置者認定制度について

熱回収（燃焼の用に供することができる廃棄物を、熱を得ることに利用することをいう。以下同じ。）に関しては、循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則を定めた循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第7条第3号において、再使用及び再生利用がなされないものであって熱回収できるものは熱回収がなされなければならないとされている。

これを踏まえ、廃棄物処理施設からの一層の熱回収を促進することにより、循環型社会と低炭素社会を統合的に実現することを目的として、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置者（市町村を除く。）のうち、廃棄物の焼却時に一定基準以上の熱回収を行う者が都道府県知事又は政令市長の認定を受けることができることとした。熱回収施設設置者として認定を受けた者（以下「認定熱回収施設設置者」という。）は、環境省令で定める熱回収施設の技術上の基準及び者の能力の基準を満たした施設として公的に評価されることとなり、これにより、熱回収に係る意識の高い排出事業者が認定熱回収施設設置者への処理委託を行うケースが増加し、認定熱回収施設設置者の経営面での付加価値の向上に資する効果が期待される。平成29年12月現在、18事業者が熱回収施設設置者の認定を受けている。

各都道府県・政令市におかれては、平成23年2月4日付け「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について」（環廃対発第110204005号、環廃産発第110204002号）及び「廃棄物熱回収施設設置者認定マニュアル」（平成23年2月）を参照のうえ、認定をお願いしたい。

<参考資料>

- ・廃棄物熱回収施設設置者認定制度について

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/netsukaishu.html>

②産業廃棄物処理における温暖化対策の推進について

平成 27 年 12 月の国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（C O P 21）で採択された「パリ協定」を踏まえ、2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度（平成 25 年度）比で 26%削減する中期目標の達成に向けて、更には 2050 年に 80%削減する長期目標を着実に実行するため、循環型社会の形成において天然資源の消費抑制を図るとともに、廃棄物処理分野からの温室効果ガスの一層の削減とエネルギー供給の拡充を図る必要がある。また、全国産業廃棄物連合会は産業廃棄物処理業における低炭素社会実行計画の見直しを行い、産業廃棄物の焼却、最終処分及び収集運搬に伴う温室効果ガス排出削減目標について、2030 年度は 10%削減することとし、2050 年度目標のあり方・方向性については計画全体の進捗状況による検討を行うとしている。

環境省では、地球環境の保全及び循環型社会形成に資することを目的に、民間事業者等が行う高効率の廃棄物エネルギー利用施設の整備を促進するため、当該設備の整備に対して経済的支援を行う「低炭素型廃棄物処理支援事業」を実施している。対象となる事業は、廃棄物処理業者が行う高効率熱回収施設、燃料製造施設及び廃棄物由来バイオガス熱回収施設の整備事業（新設、増設又は改造）であって、廃棄物由来エネルギー等の利用先を含めた計画策定から施設の設置まで包括的な支援が可能となっている。また、廃棄物処理施設の省エネ化及び廃棄物収集運搬車の低燃費化に対する支援も行っている。

補助対象となり得る優良な事業計画がある場合には、本事業の周知をお願いする。また、政府の地方創生に係る動向を踏まえつつ、優良な事業の形成に向けて、産業廃棄物処理業者と、産業廃棄物の排出事業者及び熱・電気の利用者等との連携の働きかけ等を行っていただきたい。

加えて、平成 26 年度より、国土交通省と連携し、「モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業」を実施している。本事業は、静脈物流のモーダルシフト・輸送効率化を推進するため、海上輸送による低炭素型静脈物流システムの構築に必要な経費及び循環資源取扱設備の導入経費について、民間事業者等を対象に補助を行うものである。各自治体におかれては、事業の円滑な推進のための協力をお願いする。

<低炭素型廃棄物処理支援事業>

- ・対象者
民間事業者等
- ・対象事業

廃棄物処理業低炭素化促進事業

①事業計画策定支援

廃棄物由来エネルギー（電気・熱・燃料）を、廃棄物の排出者及びエネルギーの利用者等と協力して用いる事業に係る事業計画の策定を支援

②低炭素型設備等導入支援

a 廃棄物処理に伴う廃熱を有効利用する施設の設置

b 廃棄物由来燃料製造施設の設置

c 廃棄物処理施設の省エネ化

d 廃棄物収集運搬車の低燃費化

e 廃棄物由来バイオガスからの熱回収施設の設置（平成 30 年度新規）

・補助額

①対象経費の 2 / 3、②対象経費の 1 / 3

・スケジュール

平成 30 年度事業は①計画策定事業、②a 廃熱有効利用施設、b 燃料製造施設、e バイオガス熱回収施設については、公募済み。②c 省エネ化設備については、6 / 5（火）から 7 / 4（水）まで公募中。②d 収集運搬車については、7 月頃公募予定。。

<モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業>

・対象者

民間事業者等

・対象事業

①海上輸送による低炭素型静脈物流システムの構築事業

②①の事業の実施に伴って必要となる循環資源取扱設備の導入事業

・補助率

①対象経費の 2 / 3（初年度）、1 / 2（2 年度目）

②対象経費の 1 / 2

・スケジュール

平成 30 年度事業は公募終了。

（3）産業廃棄物処理業の振興策について

① 産業廃棄物処理業の振興について

産業廃棄物処理業は経済の静脈を担う重要な産業であるだけでなく、地方の雇用を創り出し、新たな循環ビジネスを生み出し得るものである。また、災害発生時には早急な復興・復旧に向け、その技術やノウハウを生かしつつ、自治体や関係者と連携して早期処理に取り組むことが期待されている。このように、産業廃棄物処理業は、地方創生に貢献し得る最も有力な産業の1つである。

そこで、産業廃棄物処理業者が廃棄物の適正処理等の社会的責任を果たしつつ、それ以外にも、地域経済の活性化・雇用の創出等の地方創生に貢献することとなるよう、環境省では、平成29年5月19日に「産業廃棄物処理業の振興方策に関する提言」（産業廃棄物処理業の振興方策に関する検討会）を公表したところである。

同提言においては、労働力人口の減少や環境制約顕在化等の社会経済動向の変化により「悪貨が良貨を駆逐する業界」に後戻りするリスクの高まりを指摘し、それらに対応して産業廃棄物処理業が持続的な発展を遂げるために、処理業者における成長と底上げ戦略の確立と、処理業者を支援するための関係者による方策として①先進的優良企業の育成（優良認定制度の強化と有効活用等）、②排出事業者の意識改革（排出事業者責任についての周知等）、③意欲ある企業の支援体制整備（環境に配慮した契約・調達の促進等）、④優良先進事例のPR・情報発信（産業廃棄物処理業者による地域貢献のサポート等）が掲げられた。

併せて、同提言の中で関係者ごとに取り組むべき振興方策が整理され、地方公共団体の役割としては、排出事業者が処理業者を選定するに当たって、価格のみならず資源循環推進や低炭素化促進といった付加価値が評価されるよう排出事業者の意識改革を進めるための指導強化や、業界団体による処理技術や労働安全管理、経営面・法令面の課題解決の支援への協力、処理業者や再生利用先等との連携による再生材の品質基準整備、業界団体による人材確保・育成に関する取組への協力、地域における環境教育や環境学習の場としての産業廃棄物処理施設の活用等が求められている。

廃棄物規制課では、本年1月に『産業廃棄物処理業振興チーム』を立ち上げて、振興施策の立案・実施に向けて体制を強化した。産業廃棄物処理業の振興方策に関する提言等を踏まえ、産廃処理業の優良認定制度のあり方や、電子化、IoTやAIの活用に関する検討などを始めており、各都道府県・政令市においても、各地域の状況を踏まえた施策の推進等をお願いしたい。

なお、平成29年11月16日には全国産業廃棄物連合会が作成した労働災害防止に関するリーフレットについて、自治体の廃棄物部局に備え置くよう依頼したところ、処理業者に対して周知をお願いしたい。

② 平成 29 年度税制改正について

平成 30 年度税制改正大綱（平成 29 年 12 月 22 日閣議決定）に基づき、租税特別措置法等の改正により、廃棄物関係の税制について、下記のとおりとされた。ついては、当該制度が活用されるよう、廃棄物処理の関係者に広く周知するようお願いする。

(a) 特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等の特例措置（法人税、所得税、個人住民税、法人住民税、事業税）

特定廃棄物最終処分場における埋立終了後の維持管理に要する費用として特定災害防止準備金を積み立てた際に、当該積立金の額を損金または必要経費に算入できる特例措置について、準備金の一括取崩し事由に、特定廃棄物最終処分場に係る設置の許可が取り消された場合及び特定廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けた場合を加えた上、その適用期限を 2 年延長することとされた。

なお、通知額を超えてなされた先行積立てに係る積立額については、損金の額に算入できないものであることに御留意いただきたい。

(b) 公害防止用設備（廃棄物処理施設）に係る特例措置（固定資産税）

公害防止用設備（廃棄物処理施設）に係る固定資産税の課税標準の特例措置（ごみ処理施設（※ 1）：1/2、一般廃棄物の最終処分場（※ 2）：2/3、PCB 廃棄物等処理施設、石綿含有産業廃棄物等処理施設（※ 3）：1/3）について、次の見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長することとされた。

- ・産業廃棄物処理施設のうち廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の処理施設については、課税標準を価格の 2 分の 1（現行：3 分の 1）とする。

（※ 1）ごみ処理施設であって、廃棄物処理法第 8 条第 1 項の許可に係るもの。

（※ 2）一般廃棄物の最終処分場であって、廃棄物処理法第 8 条第 1 項の許可に係るもの。

（※ 3）PCB 廃棄物等処理施設であって、廃棄物処理法第 15 条第 1 項の許可、第 15 条の 4 の 2 第 1 項の認定または第 15 条の 4 の 4 第 1 項に係るもの、石綿含有産業廃棄物等処理施設であって、廃棄物処理法第 15 条第 1 項の許可、第 15 条の 4 の 2 第 1 項の認定または第 15 条の 4 の 4 第 1 項に係るもの。

(c) 廃棄物処理事業の用に供する軽油に係る課税免除の特例措置（軽油引取税）

廃棄物処理事業を営む者が最終処分場内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械の動力源に係る軽油引取税の課税を免除する特例措置について、その適用期限を 2 年延長することとされた。

③ 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の策定・活用について

平成 24 年に成立した中小企業等経営強化法に基づき、中小企業等は、経営力向上のための人材育成、設備投資などの取組を記載した「経営力向上計画」を事業所管大臣（廃棄物処理業については環境大臣に申請し、認定を受けることにより、固定資産税の軽減措置や各種金融措置の対象となるため、当該制度が活用されるよう、必要に応じて管内市町村及び廃棄物処理業者への周知をお願いしたい。

<参考資料>

- ・経営サポート「経営強化法による支援」（中小企業庁）

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

④ 公共関与等による施設整備の推進について（廃棄物処理センター制度）

環境省では、公共の信用力を活用して安全性、信頼性の確保を図りつつ、民間の資本、人材等を活用して廃棄物処理施設の整備を図るため、廃棄物処理法第 15 条の 5 の規定に基づき、公的主体の関与した一定の法人等を廃棄物処理センターとして指定するとともに、これらが廃棄物処理施設の整備を図ることによる維持管理や事業運営等についての知見を得ることを目的に財政上の支援等を行っている。また、産業廃棄物最終処分場の残余年数については、現時点においては目標を達成しているものの、最終処分場の新たな整備が困難な状況が見られること、東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けたインフラ更新による影響が想定されることから、引き続き最終処分量の削減や最終処分場の確保に向けた取組が必要となっている。以上のことから、産業廃棄物の適正な処理に必要な施設の確保に向け、これらの制度の積極的な活用についての検討をお願いしたい。

なお、廃棄物処理センターの目的の一つとして、広域的な処理の確保に資することが挙げられる。課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業において、他地域の廃棄物の受け入れを排除している場合は、事業の採択が困難になることを御留意いただきたい。

<廃棄物処理センターの指定状況>

平成 30 年 5 月現在、岩手県、愛媛県、香川県、新潟県、高知県、三重県、宮崎県、島根県、茨城県、佐賀県、山梨県、滋賀県、愛知県、熊本県、鹿児島県、兵庫県、沖縄県及び鳥取県の 19 法人（岩手県内 2 法人）について指定を行っている。

<課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業の概要>

- ・廃棄物処理センター等が行う産業廃棄物最終処分場の施設整備及び維持管理等の一層の適正化を図る上で必要とされる取組に対し、各都道府県・政令市の出資（補助を含む。）額の同額を国庫補助。（ただし、施設整備費の 1 / 4 が上限）

- ・都道府県ごと、施設の種類ごとに1つに限り補助対象。
- ・補助対象施設：管理型最終処分場、安定型最終処分場、遮断型最終処分場
- ・対象事業者：廃棄物処理センター、広域的廃棄物処理センター、PFI 選定事業者

⑤ 優良産廃処理業者認定制度について

(a) 優良産廃処理業者認定制度の概要について

環境省では、平成15年度から、優良産廃処理業者が産廃処理市場で積極的に支持される資源循環ビジネスの形成確立を目指し、産業廃棄物処理業の優良化を図るための事業を実施している。

優良な産業廃棄物処理業者を評価する制度としては、平成17年4月1日より優良性評価制度が施行されていたが、この制度については、「今後の廃棄物処理制度の見直しの方向性について」（平成22年1月25日中央環境審議会意見具申）において、各都道府県・政令市の制度運用の統一を図るとともに、評価基準の見直しや、評価を受けた産業廃棄物処理業者へのインセンティブの改善を行うべきとの指摘があった。

この意見具申における指摘等を踏まえ国会に提出した「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」（平成22年法律第34号）により、優良産廃処理業者認定制度を創設し、平成23年4月1日より施行している。

この制度は、産業廃棄物処理業の実施に関し、遵法性、事業の透明性、環境配慮の取組の実施、電子マニフェストの利用及び財務体質の健全性に係る5つの基準（優良基準）に適合する産業廃棄物処理業者を都道府県知事・政令市長が認定し、認定を受けた産業廃棄物処理業者（優良認定業者）について、通常5年の産業廃棄物処理業の許可の有効期間を7年とする等の特例を付与するとともに、排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選択しやすい環境を整備することで、産業廃棄物処理業全体の優良化を図り、産業廃棄物の適正処理を積極的に推進することを目的としている。本制度による優良基準の適合確認の実績は、平成29年7月31日現在で、8,680件（1,137事業者）となっている。本制度により、域内における産業廃棄物処理業の健全な発展を図ることで、不法投棄・不適正処理の撲滅につながるものと考えられる。各都道府県・政令市におかれては、引き続き本制度の運用と周知に格段の御協力をお願いするとともに、優良認定業者に対して各都道府県・政令市が独自に優遇措置を講ずるなどの本制度の積極的な推進をお願いしたい。

優良認定を受けた処理業者が当該認定の要件に適合しない事態に至った場合には、当該事実を産廃情報ネット上で遅滞なく公表することが必要である。

優良産廃処理業者が産廃処理市場で積極的に支持されるためには、排出事業者優良認定業者の情報を広く周知し、優良認定業者の活用を促すことが必要である。また、本制度の信頼性を保つために、各都道府県・政令市においては、新たに優良認定等を行った場合、優良認定事業者の代表者名等の変更があった場合や優良認定を受けた処理業者

が認定の要件に該当しない事態に至った場合には、産廃情報ネットや優良産廃処理業者ナビゲーションシステム（優良さんばいナビ）に反映させる必要があるため、遅滞なく御報告いただくようお願いしたい。

廃棄物処理法上、排出事業者は委託した産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行うよう努めなければならないこととされている（第12条第7項）が、優良産廃処理業者認定事業者に産業廃棄物の処理を委託する際、当該産業廃棄物の処理状況や、事業の用に供する施設の維持管理の状況に関する情報が公表されている場合には、上記確認を当該公開情報等により間接的に行う方法も考えられる。

このことは、平成23年2月4日付け「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について」（環廃対発第110204005号・環産発第110204002号）においてすでにお示ししているところであり、これを踏まえ、排出事業者に対する周知をよろしくお願いしたい。

また、優良産廃処理業者認定制度の事業の透明性に係る基準については、各都道府県・政令市において当該基準への適合性の判断に係る考え方が必ずしも統一されていないことから、優良認定を伴う許可に係る許可の更新の申請を行おうとする産業廃棄物処理業者に無用の負担を生じさせているとの指摘や、企業の実務運営等にそぐわない過度に厳格な運用により優良認定が受けられないとの指摘もなされているところである。

これらの指摘を踏まえ、2月2日付けで廃棄物処理法施行規則を改正し、財務諸表等の公表については、企業の実務運営等に則した取扱いがなされるよう、規定の趣旨を明確化したところである。これに合わせて、同日付けで「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」（環循規適発第1802021号・環循規発1802021号）の通知を発出している。

また、財務諸表等以外の公表事項についても、優良認定制度の趣旨を踏まえて各都道府県・政令市において制度の適切な運用がなされるよう、平成30年6月8日付け「優良産廃処理業者認定制度の事業の透明性に係る基準について」（環循規第1806081号）を発出し、事業の透明性に係る基準への適合性の判断等に係る考え方を示したところである。

各都道府県・政令市におかれては、これらの規則改正や通知発出を契機に、産業廃棄物処理業全体の優良化を図るという優良認定制度の趣旨を改めて確認していただき、当該趣旨に沿って優良産廃処理業者認定制度を運用されるようお願いしたい。

<参考情報>

- ・産廃情報ネット

http://www2.sanpainet.or.jp/zyohou/index_main.php

- ・優良産廃処理業者ナビゲーションシステム（優良さんばいナビ）

<http://www3.sanpainet.or.jp/>

- ・優良産廃処理業者認定制度

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/index.html>

(b) 環境配慮契約法との関係について

環境配慮契約法に基づく基本方針において、契約類型として「産業廃棄物の処理に係る契約」が位置付けられている。これにより国及び独立行政法人等が行う産業廃棄物の処理委託においては、基本方針に規定する環境配慮契約を推進することとされているところである。産業廃棄物の処理に係る環境配慮契約においては、入札に参加する者に必要な資格として、温室効果ガス等の排出削減に関する取組の状況並びに適正な産業廃棄物処理の実施に関する能力及び実績等を評価し、一定基準を満たした事業者のみに入札参加資格を与える裾切り方式を採用することとされている。このうち、適正な産業廃棄物処理の実施に関する能力及び実績の基準は、優良産廃処理業者認定制度の優良基準とほぼ同じとなっており、優良認定事業者が国及び独立行政法人等が行う産業廃棄物の処理委託に係る入札において有利な立場になる仕組みとなっている。

この結果、平成 25 年度の制度導入以来、国及び独立行政法人等における産業廃棄物処理に係る契約において環境配慮契約を実施した割合は増加傾向にあるものの、平成 28 年度の実績においては、平成 27 年度と比較して、環境配慮契約の実施割合（件数・廃棄物量）及び環境配慮契約の実施量（廃棄物量）が減少しており、この点を踏まえて、環境配慮契約法基本方針検討会において、産業廃棄物の処理に係る契約について、本年度に検討が行われる予定となっている。

地方公共団体については、環境配慮契約を推進する努力義務を有しており、関係部署と連携し、環境配慮契約に積極的に取り組まれるとともに、環境配慮契約の実施の際には、入札時における優良産廃処理事業者の参入の促進に積極的に取り組まれない。

<参考情報>

- ・環境配慮契約について

<http://www.env.go.jp/policy/ga/index.html>

- ・環境配慮契約法「産業廃棄物の処理に係る契約」パンフレット

http://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/attach/pamph03_hairyo.pdf

(c) 広域認定制度・再生利用認定制度について

広域認定制度は、製品が廃棄物となったものであって、当該廃棄物の処理を当該製品の製造・加工・販売等の事業を行うものが広域的に行うことにより、当該廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に資するものと認められる産業廃棄物の処理を促進するため、廃棄物処理業の許可を不要とする環境大臣認定制度である。平成 15 年 12 月の運用

開始以降、順調に認定件数が伸びてきており、産業廃棄物については平成 30 年 3 月末現在で 278 件となっている。最近、販売促進のツールとして、あるいは単なる業許可逃れのために本制度を取得しようとする相談が散見されるが、そもそも本制度の趣旨は、拡大生産者責任により、製造事業者等自身が自社の製品の再生・処理の行程に関与することで、効率的な再生利用、減量等を推進し、適正処理を確保するとともに、再生・処理しやすい製品設計への反映を進めることであることから、各都道府県・政令市において事業者等へ本制度の活用を紹介する場合には、本制度の趣旨を適切に説明願いたい。なお、広域認定制度の概要及び申請の手引き（最終改定：平成 30 年 3 月）については、申請書等の様式とともに環境省のホームページで公開しており、参考にされたい。

再生利用認定制度は、廃棄物の減量化を推進するため、生活環境の保全上支障がない等の一定の要件に該当する再生利用に限って環境大臣が認定し、廃棄物処理業及び処理施設設置の許可を不要とする制度であり、平成 9 年 12 月の運用開始以降、廃ゴム製品、廃プラスチック類、廃肉骨粉、金属を含む廃棄物等について認定が行われており、産業廃棄物については平成 30 年 3 月末現在の認定数は 64 件となっている。認定の対象となる廃棄物は、生活環境の保全上支障を生じさせない蓋然性の高いものに限定し、環境大臣が個別に告示により指定することとなっており、当該告示に適合する再生利用については積極的に本制度を活用するよう、事業者等へ周知願いたい。なお、申請の手引き（最終改定：平成 25 年 3 月）については、申請書等の様式とともに環境省のホームページで公開しており、参考にされたい。

環境省では、広域認定業者や再生利用認定業者に対し定期的な立入検査を実施しているところであるが、最近、広域認定において不適切な運用事例が散見されていることから、平成 28 年度に東京及び大阪において広域認定業者連絡会を開催し、広域認定に関する法令の遵守について周知徹底を図るとともに、その適切な運用について指導したところである。各都道府県・政令市は廃棄物処理法に基づき広域認定業者や再生利用認定業者に対する報告徴収、立入検査、改善命令、措置命令等の権限を有していることから、広域認定業者や再生利用認定業者に対する指導内容等について引き続き協力いただき、情報を提供いただきたい。

また、3R の推進の観点から、積極的に再生資源を用いた製品や広域認定によりリサイクル体制ができている製品の調達を行うよう併せてお願いしたい。

<参考情報>

- ・広域認定制度の概要及び申請の手引

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/kouiki/index.html>

- ・再生利用認定制度申請の手引き

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/sai-nin/index.html>

(4) マニフェストについて

① 電子マニフェストの普及状況

電子マニフェストは、排出事業者や処理業者にとって事務の効率化や情報管理の合理化につながることに加え、各都道府県・政令市における監視業務の効率化、不適正処理の原因者究明の迅速化や廃棄物処理システムの透明化を図ることができるなどメリットが大きい。一方、利用に当たっては排出事業者・収集運搬業者・処分業者の全てが電子マニフェストに切り替えて初めて機能すること等から、その利用が進みにくい状況であったが、関係各方面の御尽力により加入者が増加している。平成25年5月に閣議決定された「第三次循環型社会形成推進基本計画」において掲げた「平成28年度に50%」の目標に対し、平成28年度末における普及率は47.5%であったが、平成29年9月に50.3%となり、目標値を達成したところである。なお、平成30年3月現在では、53%となっている。

② 電子マニフェスト普及促進について

電子マニフェストの普及率については、年々増加しており、平成23年度以降は約5%ずつ増加し、平成29年度に53%となっている。今後、廃棄物処理法の改正により電子マニフェストが一部義務化されることを受けて、さらに普及を進めることとし、2022年度を目標年次として70%の普及率を設定する。

各都道府県・政令市におかれては、上記目標の達成に向け、排出事業者や処理業者への普及啓発、公共事業や庁舎から排出される産業廃棄物の処理を委託する場合における電子マニフェストの率先活用、廃棄物処理センター等の公共関与の処理施設での電子マニフェスト利用促進など、電子マニフェストの普及促進につき格段の御協力をお願いしたい。

また、改正法により電子マニフェストの使用義務者となる排出事業者に対し、国においても各都道府県において電子マニフェスト制度の説明会を順次開催しているところであるが、各都道府県・政令市におかれても、電子マニフェストの使用に関する周知について御協力をお願いするとともに、特別管理産業廃棄物多量排出事業者の国への情報提供について御協力をお願いしたい。併せて、電子マニフェスト導入済みの排出事業者において廃棄物引渡し後の迅速な登録が徹底されるよう、これらの事業者への周知についても御協力をお願いしたい。

③ 産業廃棄物管理票交付等状況報告書について

(a) 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の集計結果の活用等について

排出事業者が産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）を使用した場合における、排出事業者から各都道府県・政令市への産業廃棄物管理票交付等状況報告書（以下「報告書」という。）の提出については、委託量を報告の項目に追加した上で平成20年度より再開

する旨、平成 18 年 12 月 27 日付け「産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について」（環廃産発第 061227006 号）により周知を行った。

報告書の情報については、産業廃棄物の排出状況を把握する上で重要なものであることから、各都道府県・政令市におかれては、管下の循環型社会形成に向けた計画や都道府県廃棄物処理計画の立案、産業廃棄物処理業者への立入検査等に活用されたい。

また、各都道府県・政令市からの報告書の集計結果に係る情報提供については、当分の間、「産業廃棄物管理票交付状況等報告書の集計結果に係る情報の提供について（依頼）」（平成 20 年 6 月 27 日付け事務連絡）に基づく各都道府県・政令市から報告書の集計結果に係る情報の提供を休止することとしている（平成 29 年 3 月 31 日付け「産業廃棄物管理票交付等状況報告書の統一等について（通知）」（環廃産発第 1703317 号））。

なお、「規制改革実施計画」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）において、計画書等の様式の統一のほか、「地方自治体における実態把握及び意見聴取を踏まえ、当該様式について検討を行い、必要に応じた見直しを行う。」旨が勧告されている。これらを踏まえ、実態把握の調査を行うことを予定しているところ、各都道府県・政令市においては協力をお願いしたい。

(b) 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の法定様式の見直しについて

管理票交付者については、施行規則様式第三号により定める様式により報告書を作成し、産業廃棄物を排出する事業場の所在地を管轄する都道府県知事又は政令市長に提出することになるが、一部の各都道府県・政令市において、義務付けではないとしつつも必要な事項として記載事項を追加するなど、様式の記載事項を独自に追加又は省略している事例が散見されている。総務省の行政評価・監視結果（「申請手続に係る国民負担の軽減等に関する実態調査結果に基づく勧告（一般手続関連）」（平成 25 年 11 月 1 日））及び「規制改革実施計画」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）においても、報告書等の様式の統一化等のため、必要な措置を講ずるよう勧告されたところ。また、平成 29 年 2 月の中央環境審議会「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」において、「地域の実情に応じた各都道府県・政令市の適正な審査の質等を確保しつつ、事業者の事務を軽減する観点から、産業廃棄物管理票交付等状況報告書についても、様式の統一を進め、当該様式について周知をしていくべきである。」旨の指摘を受けているところである。

報告書については、規則様式第三号を遵守する旨、平成 29 年 3 月 31 日付け「産業廃棄物管理票交付等状況報告書の統一等について（通知）」（環廃産発第 1703317 号）において通知したところであるが、「規制改革実施計画」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）においても、報告書の様式の統一のほか、「地方自治体における実態把握及び意見聴取を踏まえ、当該様式について検討を行い、必要に応じた見直しを行う。」旨が勧告されている。これらを踏まえ、実態把握の調査を行うことを予定しているところ、各都道府県・政令市においては協力をお願いしたい。

なお、電子マニフェストを使用した場合は報告書の提出が不要となるため、その普及については事業者負担の軽減の観点からも事業者に対する周知をお願いしたい。

(5) 不法投棄等の不適正処分対策について

各都道府県及び政令市の協力を得て取りまとめた「産業廃棄物の不法投棄等の状況（平成 28 年度）」によると、平成 28 年度に新たに判明したと報告された不法投棄は、件数が 131 件（前年度 143 件、-12 件）、投棄量は 2.7 万トン（前年度 16.6 万トン、-13.9 万トン）であった。ピーク時に比べて件数・量ともに減少傾向にあるものの、依然として毎年新たな不法投棄が報告されており、撲滅には至っていない。

また、平成 28 年度に新たに判明したと報告のあった不適正処理は、件数が 132 件（前年度 261 件、-129 件）、不適正処理量は 7.5 万トン（前年度 40.7 万トン、-33.2 万トン）であった。

なお、平成 28 年度末の時点で、2,604 件（前年度 2,646 件、-42 件）、1,585.2 万トン（前年度 1,609.7 万トン、-24.5 万トン）の不法投棄等事案が残存しており、そのうち現に生活環境保全上の支障又はそのおそれがあり、それらの支障の除去等に着手している又は計画的に実施すると報告のあった事案は 95 事案であった。

<参考資料>

- ・産業廃棄物の不法投棄等の状況（平成 28 年度）について

<https://www.env.go.jp/press/104888.html>

① 未然防止・拡大防止対策

環境省では、平成 19 年度から更なる未然防止及び拡大防止対策を強化するため、5 月 30 日から 6 月 5 日を「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」と設定し、国、各都道府県・政令市、市民等が連携して具体的な監視活動や啓発活動を一齐に実施するなど、取組強化を図ってきたところである。引き続き、国と各都道府県・政令市が緊密に連携し、監視活動等を推進するとともに、産業廃棄物の実務、関係法令等に精通した専門家チームを派遣して原因者への責任追及や支障除去の手法等を助言することにより各都道府県・政令市を支援する「不法投棄等事案対応支援事業」を実施するなど、未然防止・拡大防止のための取組を推進していく所存である。

各都道府県・政令市におかれても、引き続き、地方環境事務所との連携を図り、不法投棄等対策を強力に推進し、対応に万全を期されたい。併せて、不法投棄等対策には、未然防止はもとより早期発見、早期対応による拡大防止が重要であることから、監視や立入検査を強化し、事案が確認された際には今般改訂した「行政処分の指針について」環循規発第 18033028 号平成 30 年 3 月 30 日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）を踏まえ、生活環境の保全を図るため、権限の行使を怠ることなく措置命令

を発出するなど、行政処分等を速やかにかつ厳正に実施されたい。

<参考資料>

・全国不法投棄監視ウィーク

https://www.env.go.jp/recycle/ill_dum/kanshi_week/index.html

②残存事案対策

(a)産廃特措法に基づく支援

平成10年6月16日以前に行われた不法投棄等を対象とする産廃特措法については、その期限が平成34年度末とされている。同法に基づき、生活環境保全上の支障等を除去するための実施計画を策定し、平成25年3月末までに環境大臣に協議し、同意を得た各都道府県・政令市においては、支障除去等事業が計画期間内に完了するよう着実に実施されたい。

(b)廃棄物処理法に基づく支援

平成10年6月17日以降に行われた不法投棄等については、廃棄物処理法に基づく基金から支援を行ってきたところである。当該基金は、国と産業界が協力して造成しており、産業界の負担については、平成27年度から、マニフェストを頒布等している団体等の協力を得ている。引き続き、基金を通じて国及び産業界による支援を行い、不法投棄等による支障の除去等を推進していくが、不法投棄等の事実を把握しながら行政措置がきわめて不十分であった事案等、行政対応が十分とはいえない事案については、支援の対象外となるので、支援を希望する各都道府県・政令市におかれては、十分留意願いたい。

また、各都道府県・政令市において基金の支援を受けようと検討される際には、環境省及び同基金が設けられている公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団に早めに連絡いただきたい。

(6) 改正廃棄物処理法以外の施行について

①産業廃棄物処理業の許可事務について

(a)統一書式の利用について

各産業廃棄物処理業等の許可申請書の添付書類の様式については、従前より標準様式に統一するようお願いしてきたところであるが、平成29年2月の中央環境審議会「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」において、事業者の事務を軽減する観点から、一部の産業廃棄物収集運搬業の許可申請書類等様式の統一を進め、周知をしていくべき旨の指摘を受けたこと等を踏まえ、産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物

収集運搬業に係る許可申請書等の添付書類の様式について、廃棄物処理法施行規則において新たに定めた（平成 29 年 10 月 1 日施行）ので、同様式に統一されたい。

また、多量排出事業者による処理計画書及び実施状況報告書の様式の統一（平成 22 年の廃棄物処理法施行規則の改正）についても、事業者の事務を軽減する観点から、各都道府県・政令市ごとの独自の様式ではなく、統一様式の利用を徹底されたい。

なお、先行許可証の提出をもって、許可事務において添付書類を一部省略することができることについては、従前より通知してきたところであるが、本制度を一層積極的に活用されたい。更新許可手続き等について、事業者の円滑な事業の促進を阻害することのないように審査の迅速化を行っていただくようお願いしたい。

(b) 登記事項証明書の添付を要する変更届出について

産業廃棄物処理業変更届出及び特別管理産業廃棄物処理業変更届出（以下、「産業廃棄物処理業等変更届出」という。）並びに産業廃棄物処理施設変更届出について、役員の変更の場合に、法人にあっては、登記事項証明書の添付を定めるとともに、産業廃棄物処理業変更届出について、法人にあって登記事項証明書の添付を必要とする場合には、その期限を 30 日以内とすること廃棄物処理法施行規則において定めた（平成 29 年 5 月 15 日施行）ので、その運用に遺漏なきを期されたい。

(c) 条例等による独自規制について

流入規制や住民同意等の地方自治体独自の対策は、他人の不要物を自区域で処理することに対する忌避感や、都道府県域を越えて搬入された産業廃棄物の不適正処理が多発してきたこと等から生ずる産業廃棄物の処理全体に対する住民の不信感等を背景に、一部の地方自治体が導入してきたものである。

しかしながら、これらの取組が産業廃棄物の円滑で適正な処理を阻害するものとならないよう、廃棄物処理法の趣旨・目的に反し、同法に定められた規制を超える要綱等による運用については、必要な見直しを行うことにより適切に対応されたい旨を通知等により周知してきたところである。

更に、平成 29 年 2 月の中央環境審議会「廃棄物処理制度の見直しの方向性(意見具申)」においても、住民同意については、「実質的な住民同意についても、その実態を把握した上で、廃棄物の円滑で適正な処理を阻害するおそれがあることを通知等により周知するなど、必要な措置を講じる必要がある。」旨の指摘を、受けているところである。

同意見具申を踏まえ、必要に応じた改善が可能になるよう、今後、関係者による意見交換等の場の設定等について、意見交換の場のあり方、意見交換のテーマやその参加者も含め検討していくところ、その際には御協力をお願いしたい。

(d) 港湾コンテナターミナルにおける密閉型コンテナの一時保管に係る運用の統一について（規制改革ホットライン関係）

産業廃棄物のコンテナ輸送に係る積替え保管の解釈を明確化した平成 17 年 3 月 25 日付け「「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」（平成 16 年 3 月 19 日閣議決定）において平成 16 年度中に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について」（環産発第 050325002 号）における「コンテナが滞留しないこと」とは、廃棄物が正当な理由（例えば、完全予約制により積載する船舶・積載量等があらかじめ決まっているコンテナが合理的な理由により積込みを待っている場合など。）なく一定の場所に放置されることを防止する趣旨であり、必ずしも当日中の積替えを一義的に求めているものではない。

コンテナの「滞留」が産業廃棄物の積替え保管に当たる行為に該当するか否かについては、各都道府県・政令市において個別具体の状況に応じて適切に判断されたい。

(e) コンテナ輸送用シャーシの共用に係る運用の統一について（規制改革ホットライン関係）

コンテナ輸送用シャーシを複数の収集運搬業者の間で相互に融通し合うことは、(a)当該収集運搬業者が当該シャーシの継続的な使用権限を有し、かつ、(b)当該融通が名義貸し（外見上許可業者としての体裁を整えさせ、許可業者の名義をもって業を行わせること）に該当するなど産業廃棄物の不適正な収集運搬と判断される場合でなければ、現行制度下でも対応可能であるため、この点御留意願いたい。

(f) 移動式がれき類等破砕施設に係る考え方について

廃棄物処理法施行令第 7 条第 8 号の 2 に掲げる産業廃棄物処理施設であって、移動することができるように設計したもの（移動式がれき類等破砕施設）に係る設置等の許可の申請に対する技術上の基準等についての審査方法及び生活環境影響調査の実施方法に関する考え方を、平成 26 年 5 月 30 日付け「移動式がれき類等破砕施設に係る考え方及び設置許可申請に係る審査方法について」（環産発第 1405303 号）により通知したところであり、設置等の許可の申請に係る審査について円滑な運用を図るようお願いしたい。

(g) 店頭回収された廃ペットボトル等の再生利用の促進について（通知）

店頭回収された廃ペットボトル等の適正な再生利用を促進するため、平成 28 年 1 月 8 日付け「店頭回収された廃ペットボトル等の再生利用の促進について（通知）」（環産企発第 1601085 号環産対発第 1601084 号環産発第 1601084 号）を発出し、その法的取

扱い、再生利用指定制度の趣旨、個別指定の手續、個別指定の対象、再生輸送業者の個別指定の基準及び一般指定の活用等の明確化並びに周知を図ることとしたところ。

については、廃ペットボトル等について既存の適正処理ルートを生かしつつ、再生利用指定制度の適正な活用を進められたい。

今後、再生利用指定制度の活用状況について定期的にフォローアップを行う予定でいるところ、その際には御協力をお願いしたい。

(h) 安定型5品目の取扱いに関して

安定型最終処分場においては、安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立処分を行ってはならないとされているところであるが、一部の処分場においては、これに違反した処理が行われたことにより、浸透水の異常やガスの発生など生活環境保全上の支障を生じる事例が見受けられる。このため、排出段階において安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することのないよう排出事業者等に対して指導を行うとともに、安定型最終処分場設置者に対しては、埋め立て前の産業廃棄物の展開検査の実施に係る指導の徹底をお願いしたい。

使用済太陽光発電設備を廃棄する場合には、資源循環の観点からリユース、リサイクルを推進することが望まれるところであるが、使用済太陽電池モジュール等の最終処分にあたっては、その主要な部材がいわゆる安定5品目に該当するものの、鉛などの有害物質を含む場合には、管理型最終処分場に埋立てるなど、生活環境保全上支障が生じないように、適正な処分方法により処理する必要があることから、適切な指導監督に留意願いたい。

(i) 廃棄物該当性の判断について

廃棄物処理法第2条において、廃棄物とは、「汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの」と規定されており、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見受けられ形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断することとされている。下記の参考を含め、これらについて、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、近年、循環資源の再生利用等が一層活発化し、循環型社会の形成が着実に進んでいると認識している。ただし、循環型社会とは、廃棄物等の発生抑制と適正な循環的利用・処分により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会であるから（循環型社会形成推進基本法第2条）、循環型社会の形成推進に当たっては生活環境の保全、廃棄物の適正処理の推進並びに不法投棄及び不適正処理の防止が重要であることは言うまでもなく、資源の有効利用などと称した廃棄物の不適正処理に対しては厳正に対処し、廃棄物行政に対する国民の不信を招くことがないように留意されたい。

<参考>

- ・「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」（平成24年4月3日閣議決定）において平成24年度に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について
http://www.env.go.jp/recycle/waste/reg_ref/no_13032911.pdf
- ・バイオマス発電燃料等に関する廃棄物該当性の判断事例集
<http://www.env.go.jp/recycle/report/h25-01.pdf>
- ・「規制改革実施計画」（平成25年6月14日閣議決定）において平成25年6月中に講ずることとされた措置（バイオマス発電の燃料関係）について
https://www.env.go.jp/recycle/waste/reg_ref/no_1306281.pdf
- ・「規制改革実施計画」（平成25年6月14日閣議決定）において平成25年6月中に講ずることとされた措置（バイオマス資源の焼却灰関係）について（通知）
https://www.env.go.jp/recycle/waste/reg_ref/no_1306282.pdf
- ・「規制改革実施計画」（平成25年6月14日閣議決定）において平成25年上期に講ずることとされた措置（廃棄物の該当性判断における取引価値の解釈の明確化）について

(j) 産業廃棄物処理業者による違法な廃棄物回収対策について

近年、産業廃棄物処理業者が一般廃棄物処理業の許可等を有しないまま一般家庭から排出される使用済家電製品等の収集又は運搬を行う事案が見受けられるが、これらの者に対しては、一般廃棄物である使用済家電製品等の回収又は廃棄物回収業者等からの一般廃棄物である使用済家電製品等の引受けはできない旨、周知していただくようお願いする。また、産業廃棄物処理業の新規許可時及び許可の更新時においては、適切な指導を行うとともに、悪質な場合には、産業廃棄物処理業の許可の取消し処分又は産業廃棄物処理業の許可の更新申請に対する不許可処分も念頭に厳正に対処されたい。

各都道府県・政令市においては、違法な使用済家電製品等の回収に対する取締りの強化等に御尽力いただいているところであるが、人口規模の小さな市町村では対応に苦慮している場合もあることから、貴管内においてイニシアチブを発揮し、市町村や都道府県警察、地方環境事務所とも連携の上、今後も継続して違法な使用済家電製品等の回収に対応していただくとともに、県民及び県内事業所に対しても、使用済家電製品等を排出するに当たっては、違法な廃棄物回収業者を利用しないことについて普及啓発の徹底をお願いしたい。

(k) 電子申請の推進について

平成29年2月に取りまとめられた「廃棄物処理制度の見直しの方向性（中央環境審議会意見具申）」において、許可申請等の負担軽減や合理化について、より便利で利用者

負担の少ない行政サービスの提供や行政運営の効率化の観点から、電子申請の活用を進めるべきであるとされた。また、政府全体においても、「デジタルガバメント実行計画」（平成30年1月16日eガバメント閣僚会議決定）の策定などにより、更なる電子化の推進を図っており、環境省としても政府全体の動きと連携を図りながら必要な検討を行うこととしている。

国においては、広域認定制度や再生利用認定制度など、可能なものから電子化等による手続の合理化の検討を進める方針としており、各都道府県・政令市においても、申請者において効率的で効果的な対応が可能な手続から段階的に電子申請化を進められたい。

(l) 再生利用指定制度の更なる活用について

建設汚泥やコンクリート塊については、建築物等インフラが更新時期を迎えていること等により、今後発生量の増大が見込まれていることから、その再生利用をより一層推進する必要がある。

一方、例えば建設汚泥処理物等については、平成29年2月に取りまとめられた「廃棄物処理制度の見直しの方向性（中央環境審議会意見具申）」において、土地造成に用いる建設資材等と称して不法投棄される等の不適正処理のおそれがあることも指摘されている。

これらの課題解決のためには、不適正処理を防止しつつ広域的な流通を実現することが重要であるが、特に建設汚泥については、廃棄物処理法施行規則第9条第2号及び第10条の3第2号に基づく再生利用指定制度を活用した適正な再生利用の促進を期待しているところであり、各都道府県・政令市においては、平成18年7月4日付け「建設汚泥の再生利用指定制度の運用における考え方について」（環廃産060704001号）で示した考え方を踏まえ、当該指定制度の積極的な運用に努められたい。

(m) 建築物の解体時の残置物の取扱いについて

建物の解体を行う際には、解体工事の開始までに、建物内の廃棄物を適正に処理することが基本である。そのため、解体予定建物中に残置された廃棄物（以下「残置物」という。）がある場合には、残置物の排出者である元々の占有者が、解体工事の施工に先立って、その責任において処理をすることが原則である。なお、一般家庭が排出する場合は一般廃棄物となり、事業活動を行う者が排出する場合は、当該廃棄物の種類・性状により産業廃棄物又は事業系一般廃棄物となる。各都道府県・政令市においては、解体工事の施工に先立って残置物が発生しないように、残置物の排出者である元々の占有者が適切に処理をするよう周知・徹底に努めていただきたい。

なお、一般廃棄物については、その処理について市町村が統括的処理責任を有するところ、残置物の排出者である元々の占有者が、倒産、夜逃げ等において所在が不明である場合等、元々の占有者による適切な処理が行われない場合等において、解体工事から排

出される廃棄物の処理業者等から、残置物の処理等についての問い合わせ・相談などがあつた際には、当該市町村における処理方法（排出方法、市町村が自ら処理しない物については連絡すべき処理業者等）を示す、又は適正な処理業者に対して市町村が処理を委託するなど、廃棄物処理法に従つた適正な処理を行つていただきたい。この問題については、平成 29 年 2 月の中央環境審議会の「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」においても、「残置物の取扱いについて、地方自治体、処理業者、排出事業者等に周知していくべきである。」とされており、これを受け 環境省では、今後、残置物の取扱いに係る周知を予定している。

② 産業廃棄物処理業からの暴力団排除

今日、多くの企業は、企業倫理として暴力団を始めとする反社会的勢力と一切の関係をもたないことを掲げ、様々な取組を進めているところであるが、暴力団排除意識の高い企業であったとしても暴力団関係企業等と知らず、結果的に経済取引を行つてしまうケースがあることから、反社会的勢力との関係遮断のための取組を一層推進する必要がある。

このような共通認識の下、平成 19 年 6 月 19 日に開催された第 3 回犯罪対策閣僚会議幹事会において、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下「企業指針」という。）が同幹事会申合せとして了承され、同年 7 月 3 日に開催された第 9 回犯罪対策閣僚会議にその旨報告がなされた。

これを受け環境省では、産業廃棄物処理業界からの暴力団排除を強力に推進するため、同年 7 月 17 日付け依頼文（環産産発第 070717002 号）により各都道府県・政令市に産業廃棄物処理業界等への周知徹底を依頼し、産業廃棄物処理業界へのより一層の周知を図るため、同様の依頼を社団法人全国産業廃棄物連合会（現：公益社団法人全国産業廃棄物連合会）に行うなど、経済界、産業廃棄物処理業界との各種会合において普及活動を積極的に行つてきた。また、平成 21 年度からは、年 3 回程度、自治体職員、産業廃棄物処理業者を対象とした暴力団排除講習を実施している。なお、企業指針については、首相官邸の犯罪対策閣僚会議のホームページ

（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/index.html>）から全文の閲覧が可能となっている。

しかしながら、民間企業における暴力団排除条項の導入等は必ずしも十分進んでおらず、暴力団の企業活動への介入、暴力団に対する資金提供等を防止するため、警察における取締りを強化することはもとより、関係行政機関においても、警察とより緊密な連携を図り、企業活動からの暴力団排除に向けた取組を強力に推進する必要性が生じている。こうした現状を踏まえ、平成 25 年 5 月 28 日に開催された犯罪対策閣僚会議においても、「公共事業等及び起業活動からの暴力団排除の取組」、「復旧・復興事業からの暴力団排除の取組」が議論されるなど、政府が一丸となって暴力団排除対策を推進していること

が確認されたところである。各都道府県・政令市におかれても、同様に暴力団排除対策について強力に推進されるようお願いしたい。

今後も暴力団がその資金源獲得のため産業廃棄物処理業界へ深く浸透しようとの活発な動きが予想される一方、一部企業の中には暴力団を利用して、その利便を図ろうとする者が存在し、業界の健全化に悪影響を与えかねない状況も考えられるところから、あらゆる機会を通じ、企業指針の更なる周知徹底のための普及活動、さらには、暴力団を利用する行為は反社会的行為であるとの機運の醸成にも努められたい。

なお、本年度も、産業廃棄物処理業からの暴力団排除対策のための講習会を開催することとしているので、関係職員に積極的に御参加いただくとともに、開催地及び開催地周辺の自治体にあつては、管轄区域内の産業廃棄物協会、産業廃棄物処理業者に対しても参加を積極的に呼びかけていただくよう御配意願いたい。

③ 行政情報システムの運用について

平成 29 年 2 月の中央環境審議会「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」において、世界最高水準の IT 利活用社会の実現に向けて、電子化の推進を図ることが重要であるとされている。

産業廃棄物行政情報システムは、産業廃棄物処理業者等に係る情報を適切に管理するとともに、各都道府県・政令市が行う産業廃棄物行政に係る事務の円滑化を図ることを目的として設置されたものである。

同システムは、固有番号申請機能、処理業者台帳管理機能、行政処分情報管理機能及び広域認定業者情報管理機能を有しており、平成 27 年度に、旧システムでの利用実績等を参考に一部の機能を改修し、新システムを稼働したところである。改修により、産業廃棄物行政に係る事務に必要な欠格要件該当性等の情報を各都道府県・政令市の間で共有し、審査に係る行政の事務負担が軽減されたところである。

同システムに登録された情報の一部の事項は、環境省ホームページの「産業廃棄物処理業者情報検索システム」（<http://www.env.go.jp/recycle/waste/sanpai/>）における許可業者情報の公開にも活用しており、排出事業者責任を果たすうえでも重要な情報となっている。そのため、各都道府県・政令市におかれては、事業者等の情報のうち、少なくとも環境省ホームページで公開される事項については確実に登録を行うとともに、常に最新の状態で更新されたい。また、行政処分を実施した場合においても同システムへ遅滞なく登録するなど、同システムを適切に活用いただきたい。

今後は、同意見具申を踏まえ、行政情報システムにおいて有する許可情報や、電子マニフェスト情報等の電子情報の更なる活用について検討を進める予定である。

④ 産業廃棄物に係る調査の早期化等について

産業廃棄物排出・処理状況調査、産業廃棄物処理施設状況調査及び産業廃棄物行政組織等調査などの廃棄物処理法の施行状況等の調査については、全国的な産業廃棄物に関する基礎的な統計情報を把握するため、毎年度各都道府県・政令市の協力を得て実施しているところであり、引き続き円滑な統計調査の実施に御協力をお願いしたい。

また、本年度の産業廃棄物排出・処理状況調査の実施に当たっても、調査の早期化の要請を踏まえ、平成 28 年度実績（確定値）及び平成 29 年度実績（速報値）の調査とりまとめを実施する予定ですので御協力をお願いしたい。